

『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』

「TPP11 協定の意義 — 日本とラテンアメリカ 3 か国の視点を念頭に置いて」

桑山幹夫^{1*}/

目次

- I. はじめに
- II. TPP12 と TPP11 の相違点
- III. TPP11 が及ぼす政治・経済的影響
 - A. 経済的効果
 - B. 政治的影響（コラム）
- IV. 今後の展望

I. はじめに

2017 年 1 月にトランプ政権が TPP 協定からの撤退を発表²したことは、世界で活性化する多国間貿易交渉に歯止めをかける役割を果たした。しかし大方の予想に反して、一年後の 3 月 8 日に残りの 11 か国が「TPP11」の呼称で知られている新協定「包括的および先進的な環太平洋連携協定」（英語略：CPTTP）にチリの首都サンチャゴで署名した。引き続き各国は国内手続きに入る。署名後の記者会見では、オーストラリア、メキシコ、ペルーの閣僚が年内発効に期待する旨の表明を出している。チリやニュージーランドも年内発効に前向きな姿勢を示している。米国を含む 12 か国が 2016 年に署名したオリジナル版 TPP 協定（以下 TPP12 と省略）のうち、関税撤廃の約束は全て維持されるが、規律・ルール分野では 20 項目の効力を凍結することで合意した。TPP11 は TPP12 よりも発効条件が緩和されており³、11 か国の内 6 か国以上が国内手続きを終えてから 60 日後に発効する。

TPP11 が 11 か国によって署名された同日に、トランプ米大統領は鉄鋼・アルミの輸入制限の発動を正式発表した。米国の保護主義が強まり、二国間協定が増え WTO を軸とする

¹ * /ラテンアメリカ協会常務理事。ラテンアメリカ・カリブ研究所上級アナリスト。神戸大学経済経営研究所フェロー。本稿で示された見解は著者個人のものであり、必ずしもラテンアメリカ協会の見解を反映するものではない。

² TPP オリジナル協定は米国を含む 12 か国で 2015 年 10 月に大筋合意にこぎ着け、2016 年 2 月に正式署名して批准作業を開始した。その後に大統領選挙に勝利したトランプ氏は、公約通り就任直後に TPP 協定脱退を声明、「TPP から永久に離脱する」とした大統領令に署名した。

³ TPP 協定の発効に地域全体の GDP の 85% を占める 6 か国以上の国内手続きが必要で、米国が欠ければ発効しないことになっていた。

多角間 (multilateral) 交渉が停滞する現状において、TPP11 の署名は保護主義的な風潮の防波堤となり、自由貿易と自由貿易の秩序へのコミットメントを再確認するものと理解されよう。世界の貿易・投資ルール構築の指針となり得る。「保護主義が台頭する中で貿易自由化のメッセージを提示できた」とチリのバチェレ大統領(当時)が述べている(『日本経済新聞』2018年3月8日付)。トランプ流の重商主義の煽りをうけて、アジアでは韓国、タイ、インドネシア、フィリピン、台湾、ラテンアメリカではコロンビア、そして欧州連合からの離脱を決めた英国が、現時点で TPP 参加への関心を表明している。日本政府は参加国・地域の窓口となって協議を進める考えだ。

トランプ米大統領が2017年1月に TPP 離脱を宣言した後、日本が TPP11 の交渉を引っ張ってきた。TPP11 各国の中では日本が最大の経済大国である。事務レベルの交渉官会合も5回のうち4回が日本で開催された。TPP11 の晴れ舞台となる署名式をチリにあえて譲ったのは、11 各国の早期署名に向けて「名を捨てて実を取る」戦略が日本政府にあった(『日本経済新聞』2018年3月9日付)ためと言われる。日本がチリに譲った理由は、TPP11 の署名を先延ばしにしようとするカナダのトルドー政権がより柔軟な姿勢をとるように説得役を果たせるのは、これまでカナダとリベラルな貿易政策と共有してきたチリ政府が最適であるとの認識に基づくという。TPP11 というメガ自由貿易協定 (FTA) の交渉プロセスを主導し、半年ほどで署名にこぎつけたことで、日本政府は自国の存在感を高めると同時に、アジアの経済秩序の立ち上げプロセスを主導しようとする中国を牽制したい考えだ。

米国を除く11の参加国が協定の一部規定を凍結して発効させる TPP11 の妥結を発表した直後の2018年1月26日に、経済大国として交渉力を発揮できる2国間交渉至上主義であったトランプ氏が世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)において、「米国は相互互惠主義的な協定をあらゆる国と結ぶ用意がある。これには TPP 加盟国も含む。二国間あるいはグループ単位で交渉してもいい」と語り、多国間交渉を排除しない意向を示した(『日本経済新聞』2018年1月27日付)。共和党の支持母体である商工団体や農畜産団体は TPP 復帰をホワイトハウスに何度も打診してきた。今秋中間選挙を控え、産業界に配慮して方針転換を迫られたトランプ米大統領は同会議での演説で、再交渉で米国に有利な結果が得られることを条件として TPP 復帰を検討すると表明したのである。ただし、この大統領の発言は TPP 参加国と個別に二国間 FTA を交渉する可能性を排除するものではないことを忘れてはいけない。

そもそも米国が TPP 復帰を考えているのは同大統領が「米国にとっても悪い取引だった」と評価する TPP12 なのか、それとも TPP11 を示唆するものなのか明白ではない。TPP11 が発効した後で TPP12 に復帰する動きを見せれば、11 各国が動揺するのは必至である。唐突な復帰宣言に11 各国は困惑気味だが、それには実務的な理由もある。TPP11 協定では11 各国以外の国・地域の加入に関する条文は、「お互いに合意した条件のもとで加入できる」という抽象的な表現になっており、仮に米国が入るとなった際の具体的な対応策は条文には含まれていない(『日本経済新聞』2018年3月4日付)。米国にとって現時点では TPP の優先順位は高くなく、あくまでも二国間交渉を優先する留保条件付きのものだが、昨年1月にトランプ米大統領が「永久に離脱する」と宣言したことを考えれば、大きな変化であることは間違いない。米国が TPP12 か TPP11 のいずれかに復帰するとしても、米国の思惑

には振り回されない姿勢を保つことが必要だと日本政府は主張する。

まず、TPP12 は関税引き下げだけでなく、知的財産権や電子商取引など複雑な国際ルールも盛り込む 21 世紀に相応しい FTA と評価されることが多い。独自の経済圏を広げる中国を牽制しつつ、日米主導で 21 世紀型の貿易・投資ルール作りを図ることが出来ると期待されてきた。トランプ大統領は 2018 年 3 月 22 日に、中国による知的財産権の侵害を理由に「通商法 301 条」を発動して、最大 600 億ドル（約 6 兆 4,000 億円）相当の同国製品に高関税を課す制裁措置を正式に表明したが、TPP12 はトランプ政権が懸念する知的財産権に関する問題を重視する協定であり、したがってトランプ政権の理念に沿った協定とも言える。米国通商代表部（USTR）は 4 月 3 日に対象品目の原案を公表した。産業用ロボットなど中国が国家戦略で掲げる 10 分野の重点産業を中心とした約 1300 品目に対して 25% の関税が課せられる。実際に発動するか判断するのは 6 月になる見通しである（『日本経済新聞』2018 年 4 月 4 日付）。中国は米国を WTO に直ちに提訴して、同規模の報復策を講じる考えだ。

次に、TPP11 交渉を主導してきた日本政府は 2019 年の発効を目指す、各国の政治リスクや米国の動きによって紆余曲折する可能性もある。発効にむけた第 1 のハードルは、日本の国会審議である。安倍政権は 3 月中に TPP11 の承認案と関連法案を国会に提出する意向であったが、そのプロセスは予定通りには進まなかった。TPP12 協定の審議の際は日本維新の会を除いて野党が反対した。今回は 20 項目が削除されているが、TPP12 の骨子、特に農産品に関する自由化は維持されているため、野党が反対する公算が大きい。第 2 のハードルは、各国が日本の国会審議の行方を見守る姿勢を見せており、一番乗りを嫌う傾向があることだ（『日本経済新聞』2018 年 2 月 24 日付）。日本の国会審議に時間がかかり、TPP11 の承認が遅れることになれば、各国での TPP11 に対する機運が弱まり、国内の手続きが複雑化する可能性が出てくる。メキシコは 7 月に大統領選挙を控えている。カナダも TPP11 に署名したものの、国内での承認手続きをどのタイミングで行うかは今のところ不透明である。

TPP11 参加国は巨大市場を抱える米国の TPP 復帰を熱望しているが、上述したように、TPP11 への復帰の可能性も仄めかしたトランプ米大統領の動向がその不透明度を高める結果となっている。米国政府は現在、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を最優先しており、TPP 復帰協議は出来ないうえ、11 月には中間選挙が控えており、米国の動きは中間選挙後に明らかになると考えられる。米国が中間選挙の直後に復帰を求めることになれば、各国の国内手続きが混乱するかもしれない。

日本政府は、安倍政権が通商政策を成長戦略の柱の一つと位置づけており、米国が TPP12 から公式に離脱し、世界で保護主義的な動きが台頭するなかで欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）の大枠合意の取り付けを急いだ。日欧 EPA の大枠合意をテコに、TPP11 の発効を目指してきた。TPP と共に、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を達成する道筋として注目される ASEAN10 か国と日米韓、オーストラリア、ニュージーランド、インドの 16 か国間で交渉中の「東アジア地域包括的経済連携協定」（RCEP）は 2017 年内合意を目指していたが、関税撤廃・削減などの市場アクセス等で溝が埋まらないことから、2018 年以

降に先送りされることになった⁴。RCEP の参加国は 15 項目ある交渉分野の重要項目について早期進展を図りながら、交渉テーマを絞った中間会合や 2 国間交渉を進めて行くべきだとの考え方だ。FTAAP を達成する道筋として、日本主導の TPP11 の方が中国主導の RCEP に先行している。

TPP12 から離脱し、鉄鋼やアルミニウムの関税引き上げ措置などの保護主義的な措置を導入する米国の動きは世界の貿易体制の主導者として EU のポジションを高める契機となると考えられる。EU がオーストラリアやニュージーランドなどとの新たな協定を目指し、メルコスールとの FTA の締結を急ぐ背景には、貿易自由化を主導したいという EU の野心がある。EU は英国が EU から離脱し、世界で保護主義が広がる恐れがあることを念頭に、数多くの FTA の締結が EU の安定成長に役立つと判断している。

日本にとって TPP11 を早期に発効させるべき理由は、少なくとも 4 つあると浦田秀次郎とピーター・ペドリ (2017) は主張する。第 1 に、TPP12 から 20 項目が凍結されても、TPP11 は質の高い包括的な通商ルールを維持することで、参加国の経済成長に寄与する。関税削減の効果だけでなく、新しい貿易ルールの導入で資源配分や生産性の向上、サービス貿易や投資の拡大が期待できる。第 2 に、TPP11 は今後の FTA のモデルになる可能性を秘めており、アジア太平洋のみならず他の地域での規範と成りうる。その意味で、その他のメガ FTA との補完性の改善にも役立つ。第 3 に、米国などの保護主義的な措置の拡散の防波堤になる。第 4 に、TPP12 から離脱することによって TPP11 参加国の市場で米国商品が TPP11 参加国の市場を失って被害が拡大するとなれば、米国の TPP12 復帰が促されうることが挙げられる。これらの動機をもとに、日本は TPP11 の早期発効を目指す。その他 10 国は国内の事情により国内承認手続きが遅れる可能性もある。ラテンアメリカから TPP11 に参加するチリ、メキシコ、ペルーも基本的には日本の見解を共有しているように見える。しかし、TPP11 参加国とその他の国・諸国との FTA 交渉が同時に進められている現状において、チリ、メキシコ、ペルーにとって TPP11 の発効は必ずしも最優先事項ではないのかもしれない。一例として、TPP11 に参加するオーストラリア、カナダ、ニュージーランド、シンガポールがチリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの 4 か国で構成される太平洋同盟と、「準加盟国」の資格で本年 2 月から FTA 交渉に入っている。本レポートでは、日本とこれらのラテンアメリカ 3 か国の視点から TPP11 に関する今後の展望を探ってみよう。

⁴ RCEP 参加国は 2017 年内の合意を主張していたが、貿易自由化率などで溝が埋まっていない。関税の他に、ASEAN の立場は、知的財産権などの分野で規制強化を訴える日本とは異なる。RCEP の交渉プロセスは長い間続いている。2013 年に始まり、2017 年 10 月末までに 20 回の作業部会と 8 回の閣僚会議が開催された。交渉は 15 の異なる分野に分割され、8 つテーマ(財貿易、サービス貿易、投資、経済・技術協力、知的財産、競争、紛争解決)が含まれる。TPP は 30 章から成るのに比べると、RCEP は浅い FTA のように思われるが、TPP11 との比較では、TPP11 では環境、国営企業、労働の 3 分野が除外されていることから、RCEP は包括的な貿易協定だとの見方もある。しかし、当面は 15 分野のうち既に合意している分野は中小企業と経済協力の分野である。つまり、各国はほとんどの分野において合意に達することができていない。特に関税引き下げの分野では、利益相反が顕在化している。それでも、多くのことが交渉されている。

II. TPP12 と TPP11 の相違点

TPP12 の目標とその意義は 21 世紀のアジア太平洋地域の経済秩序の形成にあったと言える⁵。米国も含めて東アジア、東南アジアで自由貿易構想に参加していなかったアジア太平洋地域の多数の国々が参加する FTA である。高いレベルの貿易自由化を目指すと共に、新しいルールを含めた広範な分野で交渉しており、TPP のルールがアジア太平洋の事実上(デファクト)のルールになってゆく可能性を秘めている(Furgsson et. al. 2013; Furgsson et al. 2015)。これらの特徴は米国の参加による結果であり、RCEP のような、ASEAN、日中韓、オーストラリア、ニュージーランド、およびインドを含むアジア太平洋地域で検討されてきた広域 FTA 構想とは本質的に異なると言える。経済の度合いごとに、「特別かつ異なる待遇」(GATT/WTO では Special and Differential Treatment : SDT として知られる)を設けることを承認する RCEP の理念は、TPP の自由貿易構想とは異なる。

一方、TPP11 協定は全 7 条という短い協定で TPP12 協定から 20 項目を凍結したものだ⁶。TPP12 は 1,000 以上の項目から成り立っている協定だが、そのうち凍結されたのはルール分野の 20 項目に留まった。これらの項目は企業が政府を訴える ISDS (「投資家と国家の紛争解決」 Investor State Dispute Settlement の略語)規定、政府調達ルールの一部、生物製剤のデータ保護、著作権の保護期間、金融サービス、通信部門を巡る紛争解決に関する規定など、米国の意向が強く反映された項目である。関税や原産地規則の分野では凍結されたものはない。電子商取引や労働者保護などの先進的な貿易ルールの多くは維持された。米国が TPP から離脱したことで、2017 年初頭以降、残りの 11 カ国(TPP11)はアジア太平洋地域の経済統合を維持するための代替手段を模索するようになったのである。

⁵ TPP は新たなルールを設定する歴史的な合意であり、21 世紀に相応しい自由貿易(FTA)であるとの指摘がある。その特徴として下記の 5 点が挙げられる。1) 物品の関税については、(10~12 年程度の猶予期間が与えられるものの)全品目撤廃を目標とした自由化レベルが高い FTA を目指し、全ての分野で広範囲に関税・非関税障壁を撤廃することで、高度な市場アクセスの自由化を図る、2) TPP 領域全体をカバーする協定で、貿易・投資の円滑化と加盟国間での生産・供給チェーンの発展を促進する、3) 規制の一貫性(regulatory coherence)、競争力と貿易円滑化、中小企業の FTA 活用促進、および開発などの「分野横断的事項(ホリゾンタルズ)」も考慮する包括的なアプローチを採用、4) 新技術(例えばクラウドコンピューティング)によって引き起こされる新しい貿易問題にも対処、5) 国際経済の変革に伴い、協定の内容を更に発展させ、新たな課題に対応するための仕組み(モニタリング・協力メカニズム)も組み込む「生きた協定(living agreement)」である(Ferguson et. al. 2013)。加えて、アジア太平洋地域の国々の追加参加を歓迎するオープンな協定を目指しており、将来的には APEC 対象地域をカバーするアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の達成を目標に掲げる。

⁶ 内閣官房 TPP 政府対策本部によると、20 項目には次が含まれる。1) 急送少額貨物[5. 7. 1(f)の第 2 文]、2) ISDS(投資許可、投資合意)関連規定[第 9 章]、3) 急送便附属書[附属書 10-B 5 及び 6]、4) 金融サービス最低基準待遇関連規定[11. 2 等]、5) 電気通信紛争解決[13. 21. 1(d)]、6) 政府調達(参加条件)[15. 8. 5]、7) 政府調達(追加的交渉)[15. 24. 2 の一部]、8) 知的財産の内国民待遇[18. 8(脚注 4 の第 3~4 文)]、9) 特許対象事項[18. 37. 2、18. 37. 4 の第 2 文]、10) 審査遅延に基づく特許期間延長[18. 46]、11) 医薬承認審査に基づく特許期間延長[18. 48]、12) 一般医薬品データ保護[18. 50]、13) 生物製剤データ保護[18. 51]、14) 著作権等の保護期間[18. 63]、15) 技術的保護手段[18. 68]、16) 権利管理情報[18. 69]、17) 衛星・ケーブル信号の保護[18. 79]、18) インターネット・サービス・プロバイダ[18. 82、附属書 18-E、附属書 18-F]、19) 保存及び貿易[20. 17. 5 の一部等]、20) 医薬品・医療機器に関する透明性[附属書 26-A. 3]。詳細を署名までに具体化すべき項目は以下の通り。① 国有企業章留保表(マレーシア)、② サービス・投資章留保表(ブルネイ)、③ 労働章に関する紛争処理(制裁措置部分)[28. 20](ベトナム)、④ 文化例外(カナダ)である。

TPP11 では、TPP12 から投資、特許、知的財産などに関連する、最も野心的だが参加国が懸念した 20 条項が削除されることになったが、本来の自由化路線に沿った 21 世紀に相応しい、世界市場への参入の「質」の改善、地域的アプローチを通じてのグローバルチェーンの参加(ラテンアメリカは特にこの面では遅れている)、新技術から生じる電子商取引などの新しい課題に対応するための通商ルールの構築などに焦点を当てている。TPP11 参加国が当初要求した項目の 3 分の 1 まで凍結数を抑えたことで、TPP12 が目指していた高い水準の通商ルールが保持されたと一般的には見られている。木村福成慶応大学教授は、凍結項目は「全体として絞りこまれており、協定の質を大きく損なうものではない」と 20 項目の凍結に関しては楽観的な見方を示している(木村 2017)。

しかし、21 世紀に相応しい FTA を構成する要素である ISDS、知的財産権、政府調達に関する条項などの一部が TPP 協定から削除されたことは軽視されるべきではない。なぜならば、凍結項目の数は少ないものの、これによって TPP12 の FTA としての包括的な性格が失われたことは否めないからだ。先進国だけでなく、開発途上国の関心事である ISDS の他に金融分野の紛争解決、生物製剤のデータ保護や著作権の保護期間⁷などの知的財産権、国有企業政府調達と労働との関係、急送貨物や急送便サービス提供条件の規定に関する条項が停止された(表-1 を参照)。カナダ「文化例外」、ブルネイ「サービス・投資章留保表」、マレーシア「国有企業章留保表」、ベトナム「労働章に関する紛争処理(制裁措置部分)は継続協議となった。農産物の緊急輸入制限(セーフガード措置)は発効後に見直し可能となった。凍結事項には含まれていないが、アパレル分野と自動車分野に関する原産地規則についても加盟国間で見解に大きな開きがある。本来、「凍結項目」という表現は、米国が復帰するまで発効させないことを前提にしているのであるが、米国が TPP12 への復帰に動けば、凍結項目の「解凍」だけでなく、TPP12 全体の再交渉をトランプ政権が要求してくることは明らかなように思われる。まして、TPP11 参加国が TPP12 の再交渉を否定している現状では、修正なしでの米国の TPP11 参加の可能性は低いと言わざるを得ない。

企業が政府を相手取って国際機関に仲裁を申し立てる「投資家と国家の紛争解決(ISDS)」を協定に含むかどうかに関しては、TPP12 は政府が企業との約束を反故にした場合に発動対象にしていたが、TPP11 では「政府による差別的扱い」や「資産の不当な接収」などに限定することになった。ISDS に関しては、米国の場合、オーストラリアを除く全ての既 FTA 締結相手国と ISDS を結んでいる(Fergusson et. al. 2015)。日本の場合、チリ、メキシコ、ペルーとは ISDS のための手続きについて既に二国間 EPA で規定されていることから、実質的には、それらが引き継がれる可能性が高い。TPP 協定で、日本は EPA 未締結国(米国、

⁷ 米国と FTA を締結しているオーストラリア、チリ、ペルー、シンガポールは、著作権を死後 70 年としていることから、問題なく調整できると考えられる。マレーシア、ニュージーランド、カナダは WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS) 基準の 50 年から 70 年に引き上げる必要がある。メキシコと米国とは、死後 100 年の長い保護期間から 30 年の短縮が余儀なくされる。日本は現行の 50 年から 70 年に延ばす。著作権の侵害があった場合に、被害額がはっきりしなくても一定の賠償を支払わせる制度が今回の TPP 協定に導入された。同時に、企業などからの告発が無くとも政府が模倣品を摘発できる制度を設けることになる(桑山 2015)。

カナダ、ニュージーランド) 及びオーストラリア⁸と新たに ISDS 手続きを採用することになった。

ISDS に関する論争は TPP11 に限ったものではない。2017 年 12 月に妥結し、2019 年春までの発効に道筋がついた日本政府と EU との EPA の大枠合意のなかでも問題になったのは ISDS 条項であり、日本企業が EU 加盟国を提訴したければ、現地裁判所に任せるしかない。一方で日欧 EPA に同条項が盛り込まれれば、国際仲裁が可能となり対欧投資をする際の防波堤となる。日本は後者の選択を主張した。国際仲裁では 3 人の仲裁人が紛争当事者の主張を吟味し判断を下す⁹。一方で、EU は常設投資裁判所の利用を主張した。これは二審制で、締結国の合同委員会が締結各国と第 3 国から同数の裁判官が選ばれるが、当事者による指名はできない。

表-1：TPP11 協定で凍結された主な項目

凍結項目名	凍結内容
ISDS	企業・政府間の契約違反を巡る仲裁手続き。9.1 条に定められた「投資に関する合意」及び「投資の許可」に関する条項と脚注(5-11)の停止。9・19 条 3 節：「請求の仲裁への付託」(b)項の削除。
金融分野の紛争解決	金融分野の投資財産保護を巡る政府対企業仲裁に関する「第 11・2 条 適用範囲」2b 項、脚注 3 及び付属書 11-E を停止する。付属書 11-E に関しては、ブルネイ、チリ、メキシコ及びペルーは、同章に組み込まれる第 9・6 条(待遇に関する最低基準)の規定の違反との判断で同意していない。
テレコム分野の紛争解決	各国規制当局が下した決定に対する不服申し立ての手続き。「第 13・21 条 電気通信に関する紛争の解決」の停止。「当該各締約国の電気通信規制機関の決定により法的に保護されている利益に悪影響を受けた企業が、当該電気通信規制機関その他の関連する機関に対して、当該決定の再検討のため、申し立て、又は請求することができる」とする条項を停止する。
著作権の保護期間	著作権分野の合意では、音楽や文学作品の著作権の保護期間を作者死後も 70 年間にわたり保護する。
生物製剤のデータ保護	TPP12 では、保護期間は原則 8 年(保護期間を短くして割安な後発薬を早く手にしたいオーストラリア、ニュージーランドやチリ、ペルー、ベトナムの新興国は期間延長には応じられないと 5 年を主張していた)。
急送貨物サービスの提供条件の規制	自国の法令で定める額と等しい価額又はこれを下回る価額の急送貨物に関し、いかなる関税も課されないことを定める第 5・7 条第 2 項を削除。
急送便サービス提供条件の規定	付属書 10B、5 及び 6 項の停止。郵便独占の対象とされたサービス提供者の独占的地位を濫用しての活動を禁止する条項を停止。
政府調達と労働者の「参加のための条件」に関する規定	「物品が生産され、又はサービスが行われる領域において、調達機関が労働者の権利(締約国により認められ、かつ、第 19・3 条(労働者の権利)に規定するもの)に関連する法令が遵守されることを促進することを妨げるものではない」とする第 15・8 条「参加のための条件」の項を凍結。
政府調達	「締約国は、この協定の効力発生の日の後 3 年以内に、適用範囲の拡大を達成するため、交渉(地方政府に関する適用範囲含む)を開始す

⁸ 日豪 EPA では ISDS が採用されていないが、これから再協議されることになっていた。

⁹ 仲裁人のうち、一人を企業側が指名できるうえ、一審制のため裁判より短期での解決が期待できる。

「追加的な交渉」に関する規定	る、また締約国は当該交渉の開始前又は開始後においても、地方政府の調達を対象とすることについて合意することができる」とする第 15・24 条 「追加的な交渉」を削除。
----------------	------------------------------------------------------------------------------------

出所：チリ政府、チリ外務省国際経済関係総局(DIRECON)の情報を基に筆者が作成。

ISDS は必ずしも国家、特に開発途上国の国家に不利な仲裁を下すとは限らない。ペルーのケースをみると、2000 年代初頭以来、同国が海外投資家によって国際仲裁機関に提訴されたケースが 11 件あったが、そのうち 9 件で自国に有利な判決を得ている。残りの 2 つのケースでは、投資家が要求する金額のそれぞれ 3%と 50%が承認された。海外投資を誘致する方針の一環として ISDS 制度は必要かもしれないが、国際仲裁機関の判断は必ずしも投資家に有利に働くとは限らない。いくつかのケースで、ペルー政府に対して調停費用を支払うことを余儀なくされた外国投資家もある。ペルーでは、国際仲裁のすべてのケースにおいて財務省から一人(議長を務める)、外務省と法務省からそれぞれ二人、投資奨励庁(Proinversión) から一人の代表で特別委員会を構成することになっている。貿易観光省(Mincetur) は紛争が FTA、あるいは投資促進と相互保護協定と関係する場合、同委員会に参加することになっている (Mincetur 2015)。

TPP11 の再交渉が難航した理由の一つとして、カナダが要求する「文化例外」と呼ばれる措置が挙げられる。カナダではフランス語の自国産コンテンツが重視され、国も保護する政策をとっている。オリジナル版 TPP の交渉では、自由貿易の障害になるとして、米国の要請に応じて優遇政策の部を取り下げた経緯がある。カナダが主張した自国産コンテンツに対する優遇政策が容認されると、自国産業への優遇措置を諦めたマレーシアなどが反発する可能性が危惧された。最終的には、「文化例外」を事実上容認する方向で折り合いがついた。参加国の中でも特にカナダは TPP11 に消極的だった。カナダが強硬姿勢をみせた背景には、不透明な NAFTA 再交渉の行方がある。NAFTA 再交渉の行方がはっきりしない現状で、TPP11 の内容を早期に決めるのは得策ではないとトルドー政権は考えてきた。カナダの反対で TPP11 が頓挫しかねない場面が何度かあった。交渉次第ではトランプ政権を勢いづかせる一方、TPP11 の始動は米国への圧力ともなりうる。

もう一つの焦点が、労働組合の自由な設立などを認める労働法制をベトナムがいつまでに整備するかであった。ベトナムは 12 か国間での交渉時に米国との間で個別に期限を約束していた経緯がある。米国の市場開放の代償として、労働法制の大改正をベトナム政府が受け入れたが、米国の TPP 離脱でベトナムにとって最大のうまみが失われ、方針の転換を迫られた。TPP11 では、国内世論に配慮し、法整備に必要な猶予期間を長くするよう 10 か国に求めていた。ベトナムの労働法制の整備の猶予期間については、当事国との各国が協定外の約束を個別に結ぶことで決着した。その他、マレーシアの国有企業への配慮見直し、ブルネイのサービス・投資自由化の配慮見直しは「凍結」することで決着した。

III. TPP11 が及ぼす政治・経済的影響

国連の定義によれば、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した 12 か国のうち、ブルネイ、チリ、メキシコ、マレーシア、ペルー、ベトナム 6 か国は開発途上国であり、これら諸国にとって TPP 協定は必ずしもプラスに働かないと危惧する見方が少なくない。Rowden (2015) によると、TPP は開発途上国の開発プロセスを下記の要因によって阻害する。1) 発展段階が異なる途上国に対して先進国と同等に厳格なルールが適用される、2) 高度な自由化が国内産業の保護に必要な貿易政策を放棄させる、3) 政府調達市場アクセスが海外の企業にも供与されるので国内企業を支援するための政府調達政策の採用が困難となる、4) 「最恵国待遇」と「内国民待遇」を無差別に外国投資家に供与することが外国人投資家を必要以上に保護することになる、5) 投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 手続きのメカニズムが含まれることで、国内裁判所の主権が損なわれ、国内で新たなルール・規制を策定することが脅かされる、6) 金融市場の開放によって途上国の金融危機への脆弱性が高まる、7) 医薬品に関する知的財産権の行使がより厳格になるため、国民への公共厚生に大きな影響を与える、8) 厳格な知的財産権の適用によって途上国が必要とする技術の移転とその習得が困難になる、そして 9) 競争政策の適用の結果、途上国で基幹産業を担う国有企業が解体されるか、もしくはその独占を失う。さらに、これまで締結されてきた FTA では労働基準や環境問題に関する約束は奨励的勧告の性格を持っていたが、TPP 協定では紛争解決手続きの対象となることで、途上国の政策スペースが限定されると懸念する専門家もいる (Schott and Muir 2012; Elliott 2012)。

Rowden 氏が指摘する 9 項目はアジア開発途上国を念頭におくものと考えられる。一方で、自由貿易主義に基づき、長期にわたって自由化を進めてきたチリ、メキシコ、ペルーにとって、これらの項目は必ずしも新しい懸念材料とは言えない。過去 15 年間これらラテンアメリカ 3 か国はむしろ既存の二国間、多国間 FTA の締結プロセスを通して、諸々の利害関係に対処してきたといえる。ただ、TPP 交渉でチリとペルーが特に重視したのは上記項目のうちの 7) であり、TPP12 の大筋合意が最後まで危ぶまれたのは、まさしくこのラテンアメリカ 2 か国が医薬品の試験データに関する知的財産権において米国の要求に譲らなかったことにある。

A. 経済的効果

TPP 協定の経済的効果を推算するにあたって複雑な技術的問題が残存することは確かだが¹⁰、米国が撤退することで TPP 協定の影響力は大幅に低減することが明確になっている。米国を含む TPP 参加 12 か国 (TPP12) が世界 GDP と世界貿易に占める割合は、それぞれ 38% と 27% だが、米国を抜いた TPP11 に占める比率は 14% と 15% に過ぎない。TPP12 は、米国と EU28 か国との間で交渉中の「環大西洋貿易投資パートナーシップ協定」(TTIP)、

¹⁰ Petri et al.(2017)は、貿易自由化による失業と賃金の変化は、ミクロ経済の観点から、産業間での調整によるもので、国のレベルでは一定とする前提で試算している。TPP の反対者は異なる効果を予測モデルに言及して TPP 批判を行っている。米タフツ大学のジェロニム・カパルド教授と国連貿易開発会議 (UNCTAD) のアレックス・イズリエタ氏のモデルによると、多くの国で賃金の下落と失業率の上昇をもたらす。特に、米国と日本の主要 2 か国で賃金が減少すると推算している (Rodrik 2016)。

2017年7月の大枠合意に達した日欧 EPA、そしてアジア太平洋 16 国で構成される RCEP と並ぶ世界有数のメガ FTA 構想の一つだが、米国が抜けた TPP11 の世界 GDP と貿易比は半減し、その経済規模がその他のメガ FTA に見劣りすることは否めない（桑山 2017）。

米国が抜けることで TPP の域内輸出額が 1 兆 8,470 億ドルから 3,580 億ドルまで縮小し、TPP の自由貿易圏としての求心力が大幅に低下する。米国、カナダ、メキシコの NAFTA 加盟 3 国は合わせて TPP12 内の輸出総額の約 60% を占めている（詳細については桑山 2017 を参照）。チリやペルーにとっても米国の存在感は大きいことから、米国抜きで TPP11 構想は貿易の観点からすると説得力に欠くと考えられるが、両国はそれぞれ米国と二国間 FTA を締結しているため、米国離脱の影響は限定的なものかもしれない。一方で、ベトナムの米国市場依存度は高く、TPP11 には慎重にならざるを得ない。ベトナムが米国を取り込み TPP 拡大を熱望する理由はそこにある。

Petri et al. (2017) は、米国が離脱したもの 11 国の中で「質」の高い TPP12 のような協定を締結することで大きな利益を得ることが出来る、また、TPP12 ほど厳格ではないが幅広い貿易協定を目指す RCEP からも同様な利益が期待できるとしている。例えば、米国を除いて、これまでに TPP に関心を示していた 5 つのアジア太平洋諸国（韓国、台湾、インドネシア、タイ、フィリピン）が TPP11 に加盟すれば（TPP16 と呼称）、米国を含む TPP12 の場合に推算される利益に匹敵する所得拡大の可能性が時間の経過と共に出てくると結論づけている。一部の加盟国にとっては、TPP16 の締結による所得の上昇幅は TPP12 に比べてさらに大きくなると指摘する（表一2 を参照）。

TPP12 では NAFTA 加盟 3 国が TPP 域内の主要市場であった。日本企業も NAFTA 協定の特恵関税措置を活用しながら、対米輸出拠点としてメキシコに積極的に参入している。だが、2017年8月中旬から始まった NAFTA の再交渉次第で、カナダ、メキシコ両国に対する TPP11 の重要性が大きく変わってくる。TPP11 参加国のなかには、カナダ、日本、メキシコ、ベトナムを除いて、米国よりも中国の方がより重要な輸出先である国が幾つかある。チリやペルーが中国や韓国などの主要貿易相手国を含む TPP よりも、地理的に広範囲な新しい環太平洋構想に関心を示している背景にはこの実情がある。RCEP が目指す貿易自由化率は TPP に比べると遥かに低いかもしれないが、米国が TPP から離脱した現在、チリやペルーなどアジア太平洋諸国と貿易関係を強化してきたラテンアメリカ諸国にとって RCEP との協力体制強化も重視されなければならない議題でもある。

ここで、Petri et al. (2017) を要約すると下記のようなことになる。

- TPP11 は米国を除くすべての原参加国に対して、TPP12 の約 3 分の 1 の利益しかもたらさないが、参加国にとっては有益である。
- 利益の削減幅は、ベトナムやマレーシアなどの米国市場アクセスの改善に関心を示して TPP12 交渉で大幅な譲歩を行った経済にとって最大のものとなる。
- TPP16（TPP11 にインドネシア、韓国、フィリピン、台湾、タイを加えたもの）や RCEP のような地理的カバレッジが広範な地域協定は、参加国が少ない FTA と比較して大きな利益を生む。例えば、TPP16 への関心を表明している 5 つの経済国を TPP11

に加えると、アジア太平洋地域に新たなサプライ・バリューチェーンが構築されることで、利益が3倍になると推算される。

- 質が高く「深い」FTAは、厳格でなく「浅い」FTAよりも実質的に大きな利益につながる。例えば、TPP16の経済国はRCEP参加国のGDPの半分に過ぎないが、TPP16経済協定はRCEPの2倍以上の利益を生み出すことができる。
- 日米のような経済大国でさえも、二国間協定が提供する便益は地域協定よりもはるかに限られたものとなる。

表-2：TPP12, TPP11, TPP16とRCEPの経済的効果の比較：
2030年時点における所得増加幅
(2015年固定10億ドル、パーセント)

参加国・地域	2030年の所得 (2015年固定10億ドル)	変化率 (2015年固定10億ドル)				所得変化率(%)			
		TPP12	TPP11	TPP16	RCEP	TPP12	TPP11	TPP16	RCEP
米州	39,569	208	49	72	2	0.5	0.1	0.2	0.0
カナダ	2,717	37	22	29	0	1.3	0.8	1.1	0.0
チリ	463	4	3	5	0	0.9	0.7	1.1	0.0
コロンビア	684	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
メキシコ	2,169	22	16	33	0	1.0	0.7	1.5	0.0
ペルー	442	11	10	11	0	0.5	0.0	0.0	0.0
米国	25,754	3	0	-1	0	0.5	0.0	0.0	0.0
アジア	50,659	202	69	316	253	0.4	0.1	0.6	0.5
中国	27,839	-18	-10	-53	101	-0.1	0.0	-0.2	0.4
インド	5,487	-5	-4	-16	57	-0.1	-0.1	-0.3	1.0
インドネシア	2,192	-2	-1	18	1	-0.1	-0.1	0.8	0.0
日本	4,924	125	46	98	56	2.5	0.9	2.0	1.1
韓国	2,243	-8	-3	84	24	-0.3	-0.1	3.8	1.1
マレーシア	675	52	21	36	6	7.6	3.1	5.4	0.9
フィリピン	680	-1	0	13	1	-0.1	0.0	1.9	0.2
シンガポール	485	19	13	19	2	3.9	2.7	3.8	0.4
台湾	776	1	0	60	-3	0.2	0.0	7.8	-0.4
タイ	812	-7	-5	30	3	-0.8	-0.6	3.6	0.3
ベトナム	497	41	11	25	2	8.1	2.2	5.1	0.5
オセアニア	2,854	21	15	22	7	0.7	0.5	0.8	0.2
オーストラリア	2,590	15	12	17	5	0.6	0.5	0.7	0.2
ニュージーランド	264	6	3	5	2	2.2	1.1	2.0	0.6

注：TPP16は、TPP11参加国と韓国、台湾、インドネシア、タイ、フィリピンで構成される。

出所：Petri, Plummer, Urata and Zhan (2017) から筆者が作成。

Petri et al. (2017) の GEC モデルが示す計量結果は、多国間による地域統合による利益が大きいことを示している。この調査でカバーされたすべての地域別の FTA から生じる利益は、世界 3 大経済圏での日米間の 2 つの二国間協定より大きな利益をもたらすことを示唆している。地域協定の規模と質の両方が重要である。大規模で質の高い協定が現時点で締結されなくても、時間の経過と共に拡充される可能性がある。5 か国が加わることで、TPP11 協定の利益は 3 倍になる。同様に、RCEP 協定はアジア太平洋地域において、FTAAP 達成に向けて TPP11 の補完的役割を果たすかもしれない。言い換えれば、ラテンアメリカ 3 国を含むアジア太平洋地域において公式の多国間協定を加速させることが重要である。

浦田秀次郎とピーター・ペドリ (2017) によれば、TPP や RCEP に参加しなければ、米国はこれらの協定がもたらす利益を見逃すだけでなく、米国の輸出が減少し、アジア太平洋地域において米国の各競争相手国がシェアを高めることから、大きな損失を被ることになると主張する。TPP11 や RCEP は長期的には、新たなアジア太平洋の貿易協定が世界での貿易自由化の動きを維持し、欧州を含む経済大国・地域の関心を引き寄せる可能性を高める。米国は、やがてアジア太平洋とのメガ FTA を拒否することが自国にとって大きな損出となることに気が付いてこれらの大規模な貿易ブロックへの加盟についての考えを変えることになるかもしれないが、現時点では、二国間協定を優先する可能性の方がより高い。

Petri et al. (2017) の推算の結果を TPP11 に参加するラテンアメリカ 3 か国の所得増加幅に限って見ると、アジア諸国に比較して、インパクトが小さいことが分かる。2030 年時点での所得増加幅 (2015 年固定ドルに基づく) の推計によると、TPP12 と TPP 11 がチリにもたらす影響は、それぞれ、0.9%、0.7%と比較的低い数値になっている (表—2)。メキシコの場合は、それぞれ、1.0%、0.7%と算出されている。両国に比べて、ペルーに対するインパクトは更に小さく、それぞれ、0.5%、0.0%となっている。TPP11 参加国の中で日本としか FTA を締結していないメキシコにとって、TPP11 により 10 か国への新しい市場アクセスが開放されることで、TPP11 の利益が相対的に高いのは妥当だと考えられる。しかし、TPP11 によってニュージーランド、ブルネイ、マレーシア、ベトナムなど、二国間協定を締結していない諸国への市場アクセスが改善されることで貿易拡大が期待されるペルーの利益幅に比べ、全ての TPP11 参加国と 2 国間協定を締結しているチリの利益が下回ることは理解し難い¹¹。また、TPP12、TPP11、TPP16、RCEP など協定の種類にかかわらず、TPP 参加に関心を示すコロンビアに対するインパクトがゼロと推算されていることに対しても説明ができていない。このように計量モデルによる利益の推計だけではラテンアメリカ諸国が TPP11 に参加すべきであるというのは説得性を欠くように思われる。

一方で、ピーターソン国際経済研究所 (PIIE) のモニカ・ボッレ常勤上級研究員が指摘するように、メキシコ、カナダ、ペルー、チリの 4 か国は TPP 協定の原加盟国であり、新しく合意された TPP11 は、これらの米州諸国にとってアジア市場を開放することで、多大な利益を得ることが出来るとの見方が一般的だ (コラムを参照)。メキシコとカナダにとって、TPP11 は自動車業界や農業部門、特にカナダの場合、乳製品部門には大きなビジネス機会をもたらす可能性が高い。TPP11 によって日本の農産物市場への市場アクセスが改善されることも期待される。米国が TPP から撤退すると決めたが、米国の交渉官が TPP 交渉で要求した規制・ルールの一部が TPP11 から削除されたからといって、TPP11 の重要性が低減したわけではない。特にカナダとメキシコにとって、米国との NAFTA 交渉が難航する現状では、米国に対して TPP11 をレバレッジとして利用できる政治的側面もある。

また、世界貿易の約 15%を占める TPP11 参加国は、関税引き下げ、原産地規則の累積と域内バリューチェーンの支援、国境を越える電子商取引の円滑化、投資の自由化、知的財産

¹¹ ペルーはチリ、メキシコ、カナダ、米国、シンガポール、日本と FTA を締結している。オーストラリアとの FTA 交渉は 2017 年の 11 月に終わっており、翌年 2 月に署名され、現在発効待となっている。

の保護などに関するルールの改善により、多大な利益を得ることが出来るとホワイト&ケース国際貿易グループのグレゴリー・J・スパーク会長は主張する（コラム参照）。TPP11は、特に自動車、ビジネスサービス、機械器具、食料と農業、繊維製品、衣料品、革製品などの産業・分野で大きな利益が期待できる。米州の TPP11 当事国（カナダ、チリ、メキシコ、ペルー）は、既存の貿易協定の下で米国市場への特恵関税アクセスを享受していると同時に、これらの国々はアジアで新たな特惠市場アクセスを獲得できる。カナダとメキシコは、特に日本の新しい市場アクセスから生まれる機会の結果として、自動車や農業分野で大きな利益を得ることが期待され、最大の受益者となる可能性がある。TPP11 の発効は米国なしでも国際貿易ルールの進展において重要な一步となる、とボッレ PIIIE 研究員とも見解が一致する。

上述のように、米国の撤退が LAC 諸国に与える影響については様々な見解がある。世界銀行（WB）と ECLAC の推算によると、TPP12 は、アジア太平洋地域における新たな市場の開拓と貿易と投資の関係樹立が可能となることでラテンアメリカ諸国に重要な経済的利益をもたらす可能性がある。ペルーは TPP 合意の最大の受益者として、2030 年までに輸出が 10%増加すると世界銀行は推定している。また、チリとメキシコの輸出は 5%増加すると予測する。もちろん、どの分野がこれらの便益を享受するかについて、構造的側面の影響に関する議論もある。鉱業分野での投資は、経済の活性化に結び付く可能性を秘めているが、同時に、社会的および環境的な面で悪影響をもたらす危険性もある。実際には、便益はグローバルなバリューチェーンに参加する少数派から除外されがちな社会に与えるマイナスの影響を補填するほど大きくはないかもしれない（Rocco y Comini 2018）。

TPP12 に含まれていた 20 条項が凍結されたことから、TPP11 には 11 개국以外の諸国が参加するインセンティブがさらに強まる可能性がある。TPP11 の合意は新しい加盟国を引き付けるための加盟条項を有しており、その意味で、「生きている合意」として構成されている。インドネシア、韓国、フィリピン、台湾、タイは、TPP11 合意交渉が終了した時点でも加盟に関心を示している。ある時点では、中国も関心を表明したこともあり（Petri et al. 2014）、同国の参加については議論の余地があるものの、参加した場合には特に大きな利益をもたらすことになるだろう。アジア太平洋地域にいくつかの二国間 FTA を締結し、日本とも EPA を署名した EU 加盟国の幾つかが TPP11 の潜在的なパートナーとなりえる。加盟国が増えれば、経済的および戦略的利益が拡大することは可能である。

経済的効果を包括的に分析するには、TPP 諸国は既に二国間や多国間の FTA 網で結ばれており、TPP 域内での自由化はこれらの協定によって事実上進んでいることに留意しなければならない（TPP 域内での既存の FTA 網については表-3 を参照）。2015 年 10 月に大筋合意された TPP 協定においては、関税・非関税の市場アクセス分野で、既存の FTA と比較しての「上乗せ分」「プラスアルファ」の度合いとその内容が重要である。関税の他に、サービス、投資、政府調達、知的財産権、競争政策、紛争解決手続き、労働、環境等に関するルールにおいても、TPP11 の内容が TPP12 のそれと比較して改善されたのかどうかは鍵である。上記したように、TPP11 では知的財産権や紛争解決手続きなどに関する条項の一部が凍結されたことで、開発途上国の政策スペースに余裕が出てくる可能性もあり、国内での批准・承認プロセスを促すかもしれない。

米国が TPP から離脱した現時点でも、ペルーやメキシコにとってオーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、ベトナムなどの TPP 参加国への市場アクセスは大幅に改善される。その上、これらのアジア太平洋諸国や日本と原産地規則の累積が可能となると同時に、米国や米州域内外の市場においても市場統合が促進され、新しいビジネス機会が生まれると考えられる。また、TPP が実現すれば、非関税障壁の撤廃と新しい通商ルールの適用によって、関税撤廃から発生する貿易創造よりも大きな利益がもたらされる可能性がある(桑山 2015)。多くのアジア太平洋諸国と FTA を締結済みのチリにとっては、TPP 協定で合意された関税撤廃削減スケジュールが既存の FTA の内容を上回るもので、かつ何らかの「上乘せ分」があって初めて TPP11 が説得性を持つようになる。関税の他に、TPP による通商ルールのアップグレードがチリの貿易活性化に繋がる可能性もある。

表-3：TPP12 域内の自由貿易協定網（二国間、多国間協定）、2018年4月現在

TPP12参加国	カナダ	チリ	メキシコ	ペルー	日本	ブラジル	マレーシア	シンガポール	ベトナム	オーストラリア	ニュージーランド
カナダ											
チリ	FTA 1999年12月5日署名 1997年7月5日発効										
メキシコ	NAFTA 1994年12月17日署名 1994年1月1日発効	ACC-11 1996年4月17日署名 1996年4月1日発効									
ペルー	FTA 2006年5月29日署名 2006年5月1日発効	FTA 2006年8月22日署名 2009年1月1日発効	ACD07 2011年4月4日署名 2012年3月1日発効								
日本	EPA 2012年11月19日交渉 開始	EPA 2007年10月17日署名 2007年9月1日発効	EPA 2006年10月17日署名 2006年4月1日発効	EPA 2011年5月31日署名 2012年7月1日発効							
ブラジル		TP-4 2006年7月18日署名 フルネイ 2009年7月1日発効			EPA 2007年6月18日署名 2008年7月1日発効						
マレーシア		FTA 2001年11月13日署名 2012年1月1日発効			EPA 2005年12月13日署名 2006年7月1日発効	ASEAN FTA 1992年12月24日署名 1993年1月1日発効					
シンガポール	FTA 2001年10月21日交渉 開始	TP-4 2006年7月18日署名 シンガポール 2009年5月28日発効	FTA 2000年7月交渉 開始	FTA 2006年5月29日署名 2006年5月1日発効	EPA 2002年4月18日署名 2002年1月1日発効	TP-4 2006年7月18日署名 フルネイ 2009年7月1日発効	ASEAN FTA 1992年12月24日署名 1993年1月1日発効				
ベトナム		FTA 2011年11月11日署名 2012年9月1日発効			EPA 2008年12月15日署名 2009年10月1日発効	ASEAN FTA 1992年12月24日署名 1993年1月1日発効	ASEAN FTA 1992年12月24日署名 1993年1月1日発効	ASEAN FTA 1992年12月24日署名 1993年1月1日発効			
オーストラリア		FTA 2004年7月16日署名 2004年4月1日発効		2014年2月2日署名 発効待	EPA 2014年7月16日署名 2015年1月1日発効	ASEAN-ANZ FTA 1999年1月1日発効	FTA 2012年5月22日署名 1999年1月1日発効	FTA 2001年2月17日署名 2000年7月29日発効	ASEAN-ANZ FTA 1999年1月1日発効		
ニュージーランド		TP-4 2006年7月18日署名 フルネイ 2009年7月1日発効				TP-4 2006年7月18日署名 フルネイ 2009年7月1日発効	FTA 2008年10月29日署名 2008年8月1日発効	TP-4 2006年7月18日署名 シンガポール 2009年5月28日発効	ASEAN-ANZ FTA 1999年1月1日発効	1993年10月29日署名 1994年1月1日発効	
米国	NAFTA 1994年12月17日署名 1994年1月1日発効	FTA 2006年4月16日署名 2006年1月1日発効	NAFTA 1994年12月17日署名 1994年1月1日発効	FTA 2006年4月16日署名 2006年2月1日発効			FTA 2006年6月12日交渉 開始	FTA 2006年5月6日署名 2004年1月1日発効		2004年5月16日署名 2005年1月1日発効	

自由貿易協定が存在しない

交渉は開始したが中断

出所：米州地域の国のデータは米州開発機構（OAS）の Trade Agreements database、アジア太平洋諸国のデータは アジア開発銀行、Asia Regional Integration Center のデータバンクから筆者が作成。

日本政府は、TPP11 と日欧 EPA の経済効果として、それぞれ 8 兆円、5 兆円ほど日本の GDP を押し上げると推算する。単純合計で 13 兆円の押し上げ幅となる。雇用面では、それぞれ 46 万人、29 万人の雇用を生むと見込まれる。政府は、2015 年 10 月に署名されたオリジナル版 TPP は GDP を約 14 兆円、新規雇用を 80 万人と試算していた。よって、TPP11 と日欧 EPA を合わせた経済効果はオリジナル版 TPP に匹敵する（『日本経済新聞』2017 年 12 月 21 日付）。しかし、日本以外の TPP11 参加国のうち、日本はカナダとニュージーランド以外の 8 か国と既に EPA を締結している。そのため、「それらの国々とのあいだでの貿易自由化は追加的な自由化でしかない」と阿部顕三大阪大学教授は、日本が TPP から享受できる利益は限定的なものとする¹² (安倍 2017)。

¹² カナダとニュージーランドが日本の貿易額に占める割合は、それぞれ 1.4%、0.4%に過ぎない。

B. 政治的影響

米国抜きの TPP11 は貿易協定としての重要性を損なうものではないとアルトゥーロ・サクハーン元駐米メキシコ大使は語る（コラム参照）。カナダ、メキシコ、チリ、ペルーが TPP11 に署名したことは、米州における自由貿易志向の諸国間の連立を支持することに繋がると同大使は強調する。加えて、太平洋同盟 4 か国（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）間だけでなく、太平洋同盟と関係を深めている諸国との相乗効果が引き続き創出されることになる。カナダ、メキシコ、チリ、ペルーが TPP11 にチリで署名したことは、米州における自由貿易志向の諸国間の連立を支持することを意味する。また、太平洋同盟 4 か国間だけでなく、太平洋同盟と関係を深めているメルコスール加盟国などとの相乗効果が引き続き創出されることになろう。加えて、TPP11 はトランプ大統領の「私道か高速道路かの選択」を迫る二国間交渉に基づく保護主義的な姿勢を抑止することに役立つ。米国が自己主義に走ることから生まれた地政学的な「真空」に特徴づけられる世界、そして米州において、TPP が新しい役割を果たすと考えられる。

日本政府と EU は 2017 年 12 月 8 日に EPA の大枠合意に達した。投資紛争の解決制度を除いた関税・ルール各分野で合意し、2018 年夏にも署名し 2019 年春までの発効を目指す。関税分野では、鉱工業製品と農産物を合わせて、日本側が約 94%、EU 側が約 99% を撤廃する自由化率が高い協定である。知的財産保護や電子商取引の円滑化などの分野においても高い水準のルールが適用される。安倍政権は、TPP と日欧 EPA をアベノミクスのエンジンとして日本経済を牽引する重要な経済案件と位置付けると同時に、米トランプ政権の保護主義的な動きと「二国間協定」志向に歯止めをかけたいとする。政府が TPP11 と日欧 EPA の 2019 年発効にこだわるのは、日本が来年議長を務める G20 首脳会合を念頭におくからだ。トランプ大統領や習近平国家主席に対して多国間通商協定の協議を求め易くなる。日本政府にとって TPP11 と日欧 EPA の合意は米国の TPP 復帰を促すと同時に、日中韓 FTA や中国が主導する RCEP の進展に対して影響力を高めることができる。質の高い貿易協定を目指す日本と、早期の合意を優先する中国との姿勢に開きがある。

前述のように、現時点で TPP11 に関心を持つ国・地域は少なくとも 7 つある。米国から米国との二国間 FTA の再交渉を迫られている韓国は、TPP11 をその防波堤と位置づけてきた¹³。フィリピンは EU と FTA を締結したベトナムに劣後しており、その溝を埋めたい。南シナ海問題で中国と対立するインドネシアも TPP11 にいち早く加盟する姿勢を見せる。ラテンアメリカでは、太平洋同盟の加盟 4 か国の中で、TPP 協定交渉に参加できなかった

¹³ 米韓 FTA の 2012 年の発効以降、米国の対韓国貿易赤字が増大したことで、トランプ米政権は同協定の再交渉を 2017 年 6 月から韓国に要求していた。それを受けて翌年 1 月に交渉会合が開始、3 か月のスピードで 2018 年 3 月 27 日に韓国・文在寅政権との FTA 再交渉が妥結したことが正式発表された。米韓は米国基準のまま韓国で販売できる米国車の枠を倍増する反面、韓国産のピックアップトラックの関税撤廃時期を 2021 年から 2041 年に 20 年延長した。米側は米韓 FTA の早期妥結を条件に、鉄鋼関税の適用除外を認容する姿勢とみせた。新協定には、為替条項が「付帯協定」として含まれる（『日本経済新聞』2018 年 3 月 29 日付）。トランプ政権は、米韓 FTA を巡る合意について、北朝鮮と合意するまで、保留するかもしれないと述べた。米朝間で非核化問題を解決する前に、韓国が先行して北朝鮮と取引するのをけん制する狙いがあるとみられる。この意味で、この TPP11 が及ぼす効果について、経済面だけでなく、政治面においても幅広い解釈がなされるようになった（『日本経済新聞』2018 年 3 月 30 日付）。

コロンビアも、農産品などの関税引き下げで同盟仲間に先を越されている。そこで、どこよりも焦燥感が強いのは米国の産業界である。TPP の自由貿易圏の創設により、数多くの農産品、工業品の関税削減・撤廃が可能となれば、得るべき利益を取り逃がすことになる。

TPP11 の署名は米国の存在がなくても、交渉が継続されたことで政治的意義があり、国際経済関係において新しい時代を開く。不確定で断片化する状況にある国際経済と地域にとって意義がある。TPP12 や TPP11 などの多国間構想が失敗に終われば、ラテンアメリカにおける政治・制度的調整が必要となる。脆弱で分極的で断片化され、腐敗によって政権が不安定化する傾向の中で幾つかの総選挙がラテンアメリカで行われている中で、自由貿易が今後どのような意義を持ってくるのかについての議論を深めることが必要である。それが生産的基盤の多様化に寄与し、民主主義を強化し、国家の自主性の水準を高め、とりわけ貧困の問題を解決し得るかどうかについて、ラテンアメリカ諸国は TPP11 や RCEP などの FTA を媒体として、アジア太平洋地域との通商関係の強化を図るべきかどうか論議を交わすべきである。この意味で、3月8日にチリの首都サンチャゴで開催された会合は、ラテンアメリカ加盟 3 か国だけでなく、その他の南米諸国にとっても示唆するものが大きかったと言える。

その他の重要な点として、近年中国がラテンアメリカ市場への参加を促進してきているが、米国が離脱したことで中国がより積極的に出てくる可能性が高まることが予想される。ラテンアメリカ市場における米国の重要性が低下し、トランプ政権がこの地域の諸国に対して保護主義的措置を進める一方で、中国系企業はラテンアメリカで新たなプロジェクトに着手する姿勢を見せている。TPP12 は米国にとってアジア太平洋地域における中国の影響力を軽減するための仕組みとして立ち上げられたことを考慮すれば、ラテンアメリカにおける米中間のパワーバランスを変えかねない重要な政治的側面を孕んでいる (Rocco y Comini 2018)。日本の視点からすれば、トランプ大統領が TPP 離脱を決めたことは、米国が残した空洞を日本が埋めると同時に、アジアにおける中国の通商的影響力を低減させる手段となり得ると考える。

このように、ラテンアメリカにおける中国のプレゼンスが拡大することが予想されるが、中国はトランプ氏が大統領に就任して米国が TPP 協定から撤退する以前からラテンアメリカとの関係強化を図ってきたことも確かだ。米国の離脱は米国政府の孤立主義を意味するものではなく、またラテンアメリカにおける安全保障および防衛において米国のプレゼンスが低減したのでもなく、将来これらの領域での主導的な役割を担うことは間違いないといえる。しかし、欧州諸国、イスラエル、ロシア、中国各国自らが武器販売においてラテンアメリカ地域での重要性を高めるかもしれない。軍と警察に関する議題の優先順位を決定する上で、TPP 離脱と保護的な貿易措置の導入によって米国の強い影響力が低減してくるとの見方もあるにはある。

TPP の前身はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが 2006 年 1 月に批准した、P-4 の呼称で知られる「戦略的経済連携協定」である。チリは P4 協定の原参加国であっただけでなく、米国が TPP12 から撤退する決定を下した際に、TPP を「救済」するために第 1 回会合の開催を調整した国でもあった。セバスティアン・ピニェラ新大統領は、ト

ランプ大統領の離脱宣言は、「ラテンアメリカに影響を与える特別な機会」を中国に与えたと述べている。ペルーはチリと同様に、TPP11 を同国の国際市場への参加拡大のための新たな合意としてその重要性を強調している。メキシコ当局は、TPP11 は起業家にとって大きな機会を与え、米国との対外貿易への依存を減らすための手段と位置付けている。大統領選有力候補の1人であるロペス・オブラドール氏も TPP11 の署名を支持する姿勢を見せている。主なライバルであるリカルド・アナヤ氏は TPP11 については言及していないが、彼の実践的政策路線を考慮に入れば、TPP11 を支持するものと考えられる (Rocco y Comini 2018)。

TPP の前身はブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが 2006 年 1 月に批准した、P-4 の呼称で知られる「戦略的経済連携協定」である。チリは P4 協定の原参加国であっただけでなく、米国が TPP12 から撤退する決定を下した際に、TPP を「救済」するために第 1 回会合の開催を調整した国でもあった。セバスティアン・ピニェラ新大統領は、トランプ大統領の離脱宣言は、「ラテンアメリカに影響力を及ぼす特別な機会」を中国に与えたと述べている。ペルーはチリと同様に、TPP11 を同国の国際市場への参加拡大のための新たな合意としてその重要性を強調している。メキシコ当局は、TPP11 は企業にとって大きな機会を与え、対外貿易における対米依存度を減らすための手段と位置付けている。大統領選有力候補の1人であるロペス・オブラドール氏も TPP11 の署名を支持する姿勢を見せている。主なライバルであるリカルド・アナヤ氏は TPP11 については言及していないが、彼の実践的政策路線を考慮に入れば、TPP11 を支持するものと考えられる (Rocco y Comini 2018)。

アジア太平洋経済協力フォーラム (APEC) 加盟を申請中のコロンビアは TPP12、TPP11 両協定交渉に参加していない太平洋同盟の唯一の国である。米国が TPP から離脱したことで、TPP への非参加のコストが大幅に削減されたとも考えられる。コロンビア大統領選の有力候補であるグスタボ・ペトロ氏の経済プログラムは、国内およびラテンアメリカ市場を強化することを目指しているが、国際市場へのより広範な同国の国際市場への参入は含まれていない (Rocco y Comini 2018)。

一方で、メルコスール諸国は異なる状況に直面している。TPP11 の再交渉プロセスは、メルコスール加盟国数か国の選挙と平行して行われてきた背景があり、国際市場への参入戦略を再考するプロセスと時を同じくした。アルゼンチンのマクリ大統領はトランプ氏が大統領に就任して以来、アジア太平洋諸国との通商関係強化を明確に打ち出した。その兆候として、同国が太平洋同盟のオブザーバー国となったことが指摘できる。しかし、ワシントンが TPP 離脱を発表した後は、マクリ政府は TPP11 について具体的に言及しておらず、TPP11 に関する関心が著しく低下する一方で、トランプ政権との二国間関係の強化の傾向が高まっているとの報道もある。ブラジルは今のところ環太平洋統合構想に参加するつもりはなく、この 10 年間はメルコスール、南米諸国連合 (UNASUR) や BRICS などの地域及び地域間機関を経由して、同国の国際的な存在感を高めることが優先されていた。トランプ大統領の TPP 離脱の発表は、ジルマ・ルセフ前大統領の弾劾とマイケル・テメル副大統領の大統領昇格と重なった。TPP12 の頓挫でブラジル当局は EU との FTA 交渉およびメルコスールの合理化を優先するようになったとの見方もある (Rocco y Comini 2018)。

コラム：「米国の離脱は新しい TPP 協定を台無しにするものなのか？」

インターアメリカン・ダイアログが 2018 年 2 月 2 日発刊のラテンアメリカ・アドバイザー誌において「米国不在の新 TPP 協定に存在意義はあるのか？」（“Will a U.S. Absence Diminish the New TPP Agreement?”）との設問に対して、米国の TPP 協定離脱が及ぼす影響についての 4 人の著明な専門家による論議が掲載されている。それら回答全文の和訳をこのコラムで紹介する。

設問：2018 年 1 月 23 日、TPP 協定の再交渉に参加した 11 か国の交渉団が「TPP11」として知られている新協定「包括的および先進的な環太平洋連携協定(英語略：CPTTP)に合意した。今回の合意にはカナダ、チリ、ペルー、メキシコなどの米州の国が含まれる。トランプ米大統領が米国の TPP 離脱を発表してから 1 年が経過した。米州諸国のなかで、TPP11 から最も利益を得る国はどこか？ どの産業が TPP11 の下で繁栄するか？ 米国が TPP 協定から撤退したことで、TPP の貿易協定としての重要性が低減するのか？

回答：ピーターソン国際経済研究所のモニカ・ボッレ常勤上級研究員は次のように述べている。「メキシコ、カナダ、ペルー、チリの 4 か国は TPP 協定の原加盟国であり、新しく合意された TPP11 は、これらの国にとってアジア市場を開放することで、多大な利益を得ることが出来る。特にカナダとメキシコは、米国との NAFTA 交渉が厳しい現状では、米国に対して TPP11 をレバレッジとして利用することが出来る。実際、カナダは最近、米国がとった貿易措置を撤回するように世界貿易機関(WTO)に対して申し立てを行ったが、TPP11 の結果として NAFTA 交渉においてレバレッジが増加したというカナダの認識を反映している。ペルーとチリにとっては、アジア市場向けの国際商品(コモディティ)セクターへのアクセスが改善されることで利益が拡大する。メキシコとカナダにとって、TPP11 は自動車業界や農業部門、特にカナダの場合、乳製品部門には大きなビジネス機会をもたらすことになる。これらの国々が TPP11 を遵守する最大の利点は、オバマ政権が積極的に進めた米国の本来の意図である日本の農産物市場へのアクセスの改善である。米国が TPP から撤退すると決めたが、米国の交渉官が TPP 交渉で要求した規制・ルールの一部が TPP11 から削除されることになったが、TPP11 の重要性は低減しない。TPP11 の参加国は、貿易障壁の削減だけでなく、規制・ルールの収束、知的財産権、デジタル商取引、その他の 21 世紀に相応しい FTA の枠組みの下で、互いの市場アクセスを改善することに大きな価値を見出す。米国が TPP のような多国間協定から離脱する決定は、貿易転換の必然的な結果として、一部の国内企業および部門に損害を与える可能性が高い」。

回答：アメリカン・ダイアログの理事を務めるアルトゥーロ・サクハーン元メキシコ大使は次のように述べている。「米国無しの TPP はその重要性が損なわれるものではない。第 1 に、3 月 8 日にカナダ、メキシコ、チリ、ペルーがチリで改正された TPP 合意(CPTTP)に署名することは、米州における自由貿易志向の諸国間の連立を支持することだ。第 2 に、太平洋同盟 4 か国(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリなど)間のみならず太平洋同盟と関係を深めている諸国との相乗効果が引き続き創出されることになる。第 3 に、コストを被るのは米国である。PIIE の分析によれば、オリジナルの TPP に基づく米国の実質所得は毎年 1,310 億ド

ル(GDPの0.5%)増加していただろうと推算される。米国が参加しない新しい TPP11 では、米国は TPP 市場で不利な立場に置かれるため、これらの利益を享受できないだけでなく、さらに 20 億ドルの収入を失うことになる。TPP の最も基本的な地政学的利益は、常に 21 世紀の規制・ルールに基づいた取引システムを構築することによって、有害な取引慣行を阻止する可能性にある。その論理は健全だが、目標は他にもある。TPP12 は米国を含む 12 か国の原参加国にとって、最終的には中国との絆を構築するインセンティブを創出し、中国自身が国家資本主義の慣行を改革することが目的であった。「包括的および先進的な環太平洋連携協定」と複雑な名称で呼ばれるようになった TPP11 合意は、トランプ大統領の「私の私道か高速道路」かの選択を迫る保護主義的な姿勢を抑止することに役立つ。NAFTA 交渉には「何も害を及ぼさない」という偶発的な発言をしたり、TPP12 が改善されれば TPP に復帰する可能性をほめかすトランプ大統領だが、国際貿易をゼロサムのゲームと捉える同大統領の見解は何も変わっていない。米国が事故主義に走ることから生まれた地政学的な真空で特徴づけられる世界、そして米州において、TPP11 は新しい役割を果たす。

回答：ホワイト&ケース国際貿易グループのグレゴリー・J・スパーク会長は、次のように述べている。「米国の離脱で TPP は大きく後退したが経済的にみると、TPP11 の重要性は低下していない。世界貿易の約 15%を占める TPP11 参加国は、関税引き下げ、原産地規則の累積と域内バリューチェーンの支援、国境を越える電子商取引の円滑化、投資の自由化、知的財産の保護などに関するルールにより、利益を得ることが期待される。米国が撤退したにもかかわらず、TPP11 は、特に自動車、ビジネスサービス、機械器具、食料と農業、繊維製品、衣料品、革製品などの産業・分野で大きな利益が期待できる。西半球の TPP11 当事国(カナダ、チリ、メキシコ、ペルー)には、オリジナルの TPP12 協定よりも TPP11 の方が大きな利益をもたらすと考えられる。これらの国は、既存の貿易協定の下ですでに米国市場への特惠関税アクセスを享受しており、米国が TPP12 の下で追加の国に同じアクセスを拡大した結果として生じる「特惠待遇の浸食」には苦しむことはない。これらの国々の産業はアジアで新たな特惠市場アクセスを獲得することで、米国産業との競争において優位性を獲得できる。カナダとメキシコは、特に日本の新しい市場アクセスから生まれる機会の結果として、自動車や農業分野で大きな利益を得ることが期待され、最大の受益者となる可能性がある。TPP11 はデジタル取引や国有企業などの分野で既存の FTA を超えた分野を含むため、重要である。TPP11 の発効は、米国抜きでも、国際貿易ルールの進展において重要な一步となるであろう。結局、TPP は単なる関税低減に関するものではなかった。水平的なルール(規制の予測可能性、透明性、正当プロセス)を確立して、貿易の繁栄につながるもとだと考えられて来た。すべての国、特に協定参加国が恩恵を受けることになる」。

回答：スクワイヤー・パットン・ボグズ(Squire Patton Boggs)の国際貿易グループのパートナーで共同議長を務めるフランク・サモリス氏は次のように述べている。「本年 3 月、11 か国が TPP11 合意に署名する予定である。TPP11 は、TPP11 と米国との間の FTA である TPP12 光景の後継となる協定である。トランプ米大統領は就任当時の公約の一つとして、TPP からの離脱を決めた。米国の TPP 撤退決定は TPP12 のダイナミクスを変えて、日本がリーダーシップを担うことになった。TPP12 は世界の GDP の約 40%を占めていたが、TPP11 の対 GDP 比は 13.5%に過ぎない。米国がいなくても、TPP11 は人口 5 億 4,400 万人の市場を開拓して、世界 3 位の経済国である日本への特惠待遇措置が講じられることで、参加国に新たな機会を提供する。TPP11 が様々なセクターに与える影響は不明だが、多くの産業にとって有益な可能性がある。例えば、カナダでは、関税撤廃や市場アクセスの改善により、国内の農

業・自動車産業に利益をもたらす可能性が高い。PIIE の予測によれば、参加国は 2030 年までに平均で 1%の国民所得の増加が期待できる。米国と TPP11 諸国間の貿易はこれからも続くが、農産品のような高関税品目に関する条項の変化が市場競争力に影響する可能性がある。メキシコとカナダの他の TPP11 参加国向けの輸出が米国のそれに対して競争優位を得ることで、TPP11 は現在進められている NAFTA 交渉にも影響を与える可能性がある。しかし、米国はメキシコとカナダの両国にとって最も重要な貿易相手国であることから、NAFTA 交渉に大きな影響力を持つ可能性が高い。

Source: “Will a U.S. Absence Diminish the New TPP Agreement?”, *Latin America Advisor*, A Publication of The Dialogue, Feb 2, 2018.

IV. 今後の展望

TPP12 は TPP11 とは別個の協定であるため、TPP11 の手続きを終えた国も TPP12 の手続きを再度行うことが必要となる。カナダやニュージーランドは、TPP11 と TPP12 とは異なる内容だとアピールして国内での TPP11 に対するコンセンサスを作り上げてきた。安倍首相は「協定の見直しは極めて難しい」とみており、その他の TPP11 参加国も再交渉なしで米国の復帰を求める構えだ。一方で、米国が TPP12 を再交渉なしで承認するのは難しいと考えられる。米国は日米二国間協定を優先して、TPP11 より厳格な関税撤廃スケジュールや貿易ルールを設定したい考えだが、米国が再交渉なしで TPP12 に復帰するとなれば、二国間協定において不利な条件を飲まされる心配もなくなる。だが、米国の出方次第で各国の対応にばらつきが出てくれば、TPP12 と TPP11 の協定が両方とも挫折する可能性が高まる。

日本政府は TPP12 と TPP11 での関税率などの条件を再交渉する可能性を否定しており、大幅な修正なしで米国が TPP に復帰する可能性は低い。米国が TPP に復帰するには高度な通商ルールを維持する必要があるが、関税に関する合意内容については、日本では農業など国内対策の面から大幅な修正はできない事情がある。日本政府は、農業分野の関税率など TPP 交渉で米国と合意した条件が日米二国間 FTA 交渉で見直され、さらなる譲歩を認める用意はないとしている。一方で、マイク・ペンス米副大統領は「TPP は過去のもの」と明言し、日米 2 国間 FTA 交渉に意欲をみせる(『日本経済新聞』 2017 年 4 月 28 日付)。

トランプ米大統領は 1 月末のダボス会議で、米国にとって有利な結果が得られることを条件に TPP に復帰する用意があると語ったが、同国に有利な結果をもたらす条件をとは何かは未だに不透明だ。本年 10 月の中間選挙を控え、トランプ大統領は選挙戦で公約した「米国第一主義」に基づいて、通商政策分野で有権者にアピールする必要がある。最優先と位置づける NAFTA の再交渉が自動車産業に関する原産地規則の改定などの分野での論争が解消されて最終的に交渉が成功すれば、実質的には北米での TPP の復帰を意味するのかもしれない。

トランプ米政権は 2018 年 3 月 23 日、鉄鋼とアルミニウムの輸入制限を発動した。それ

ぞれ 25%、10%の関税を課す。主な輸入相手国である EU、カナダ、ブラジル、メキシコ、オーストラリア、アルゼンチン、韓国の 7 か国・地域は関税の適用を一時的に猶予する一方で、日本や中国には適用する。米国の鉄鋼輸入の主要相手国であるカナダ（米国鉄鋼輸入額の占有率は 16%）、ブラジル（14%）、メキシコ（9%）など米州諸国が関税適用の対象から外れたが、カナダとメキシコの場合は現在交渉中の NAFTA への影響を考慮したものだ。米国のブラジルとの貿易収支は黒字であり、制裁を課す説得性に欠ける。アルゼンチンのマクリ大統領はトランプ政権との関係の改善を図ってきたことで、制裁の対象から外れたのかもしれない。日本が猶予から除外された背景には、米国は日本とは TPP11 や TPP12 を媒体とするのではなく、二国間協定を個別に締結したい意向がある。

TPP12 が決裂した状態で NAFTA が破綻すれば、北米に投資する日本企業にとって悪影響を及ぼすことは間違いない。日本は NAFTA 再交渉に関与できないが、TPP11 の国内手続きを着実に進めることで、NAFTA 再交渉に取り組む 3 か国に対しても一貫したメッセージを伝えることが出来る。日本が TPP11 を主導することで、NAFTA 参加 3 か国にも選択肢を提供すると同時に、カナダとメキシコの対米交渉力の強化にも繋がる。メキシコが TPP12 を支持する背景には TPP と NAFTA との相関性がある。一方で、日本政府はトランプ政権の TPP 復帰検討を歓迎するが、内容変更には否定的である。日本はこれまで通り、米国に TPP12 への復帰を求めながら、TPP12 での再交渉には応じない姿勢を強くアピールする必要がある。仮に米国が TPP 復帰に向けた再交渉入りで無理筋な要求を繰り返すことになれば、交渉が紛糾化する可能性が高い（中川 2018）。

安倍政権は、通商政策を成長戦略の柱の一つと位置づける。米国が TPP から公式に離脱し、世界で保護主義的な動きが台頭するなかで、日本政府は EU との EPA の大枠合意の取り付けを急いだ。安倍政権は日欧 EPA の大枠合意が TPP の早期発効に向けた議論を後押しすると強く期待する。日欧 EPA が世界 GDP と世界貿易に占める割合はそれぞれ 28% と 37% で、世界で交渉中のメガ FTA 構想の一つだ。日本政府は英国が EU に留まっている間に EU と EPA で合意し、英国がその後 EU から離脱した際に、対欧 EPA とほぼ同じ内容を盛り込んだ FTA が締結できるように、水面下で準備を進めたい考えだ。日本と EU という大きな経済圏で大型の FTA が発効すれば、世界経済で顕著となりつつある保護主義の流れにある程度の歯止めをかけられる。

日欧 EPA は関税以外の分野を含む「深い」FTA であり、サービス・投資に関しても原則自由化の対象となり、政府調達についても、双方が市場アクセスの改善に取り組み、鉄道分野などの市場アクセス拡大が合意された。さらに、電子商取引にかかる関税の賦課を禁じるほか、税関や貿易手続きも簡素化する。EU 加盟国との投資保護のルール、農産品や酒類のブランドを保護するための地理的表示 (GI) など、包括的な FTA だといえる¹⁴。通商交渉を広げ、米国の農産品などが日本市場で不利になれば、米国内で TPP 復帰の機運が高まることが期待される。日欧 EPA は 2019 年の発効を目指す、貿易・投資ルールの部分には

¹⁴ ただ、最大の懸案である国家と投資家の紛争解決のルールは持ち越された。日本側は EU への投資などで不当な扱いを受けた企業が進出先の政府を訴えられる「投資家対国家の紛争処理」制度の導入を主張しているが、EU は投資裁判所の設置を求めている（田中 2017）。

加盟国 28 か国の国内手続きが必要で、各国の国内事情で送れる可能性が高い。

TPP12 と TPP11 は個別の協定であり、改めて批准のために国会の関係法案を提出し、6 月までに承認されるように国内手続きを急ぎ日本の主導力をアピールすることで、TPP11 参加国の早期批准を促して、2019 年の発効を確実にする必要がある。日本政府はできるだけ早く国会での承認を取り付けたい考えだが、米国が主導した TPP12 には民進党などの野党が反発し、衆参両議院の特別委員会での審議時間は合計 130 時間を超えた。

日本政府は 2018 年 3 月 27 日、TPP11 の承認案と関連法案を閣議決定した。今回国会での成立を目指して、他の 10 か国の国内手続きの加速を呼び掛けたいところだ。早ければ年内にも発効させたい考えという。11 か国のうち、6 か国が国会審議などの国内手続きが終われば 60 日後に発効する。だが、各国の手続きは必ずしも容易ではない。米国を含めた TPP12 においても、参加国の承認は期待されたほどスムーズに進まなかった。TPP12 を議会で承認したのは日本とニュージーランドの 2 か国に過ぎないことを忘れてはいけない。TPP11 の承認については、米国が抜けたことによる日本の国内手続きの見通し、さらに NAFTA やその他の貿易協定交渉の行方を見たうえで、国内承認手続きを進めたいとする国がいくつかある。しかも日本の場合、学校法人「森友学園」への国有地売却問題などで、TP11 の審議に影響が出てくる可能性もある。

TPP11 は日本のリーダーシップにより署名までたどり着き、現実化の見通しが改善される。TPP11 が実現すれば、今後の日本の改革や国際ルールの形成を刺激して、米国の TPP 復帰にもつながる可能性が出てくる。オーストラリアとニュージーランドにとって、TPP11 はアジア諸国をより厳格な貿易投資ルールに誘導すると同時に、農業で新たな機会を提供する可能性がある。2017 年 8 月、ニュージーランドは TPP11 を再交渉することで合意した。同政府は同協定の締結について楽観的であったが、2017 年 11 月に政権交代したことで、議会での承認が確定的ではないとの見方もある¹⁵。チリとペルーは太平洋同盟との連携を強化することを優先している模様だ。カナダとメキシコは NAFTA の再交渉が失敗に終われば、TPP11 の重要性が格段と高まる (Petri et al. 2017)。

最後に、TPP11 が不調に終わった場合の補完案として、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの 4 か国で構成される太平洋同盟が新たな自由貿易圏の構築を模索していることを注視したい。この枠組みは、米トランプ政権が進める保護主義の防波堤という意味合いだけでなく、NAFTA 交渉で米国に振り回されているメキシコやカナダが米国依存を低減し、貿易構造の多様化を図るにあたって、南米諸国との関係を強化することに繋がる。太平洋同盟 4 か国は「準加盟国」の枠組みを新しく設けて、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールを準加盟国として承認した。FTA 協定に向けて、既に交渉が始まってい

¹⁵ 2017 年 10 月 26 日に首相に就任したアンダーソン新ニュージーランド首相は就任当初に TPP11 の交渉段階に入るにあわせて、外国人の固有住宅購入を禁止する必要があると述べていた。しかし、同年 11 月末に海外投資法を改正し、TPP11 の最大の障害の一つと指摘される外国人の中古住宅購入を禁止する方針を発表した。同法の改正を急いだのは、TPP11 発行期前に法改正が必要との見解に基づく。一方、連立政権を組む「NZ ファースト党」や協力関係にある「緑の党」は TPP11 に含まれる ISDS 条項を問題視していたが、TPP11 の最終合意では「凍結」項目に含まれた (『日本経済新聞』2017 年 11 月 1 日付)。

る。同盟国 4 か国との自由化スケジュールは両国間で交渉されるが、他の貿易ルールは 8 か国間で議論される可能性が高い。同盟の枠組み内でのこの新たな動きが TPP11 の創設に補完的な役割を果たすのか、それともむしろ障害となるのかどうかはまだ不透明だ。現在、同盟には 52 の「オブザーバー」国があり、いくつかの EU 加盟国も含まれている。

上記の 8 か国のうち、コロンビアを除いて全てが TPP11 参加国である。日本、ブルネイ、マレーシア、ベトナムが太平洋同盟準の準加盟国となれば、地理的カバレッジからみて TPP11 と類似する自由貿易圏となる。この構想にアジアから中国、韓国、さらに南米からメルコスール加盟国が参加する可能性がないわけではない。カナダ政府当局者は 2018 年 2 月 16 日、メルコスールとの FTA 交渉を開始する方針を明らかにした。TPP11 が失敗に終わっても、この構想が補完案と成る可能性もあるが、その場合は日本の主導力は半減してしまう。したがってメルコスールとの EPA を模索する日本政府にとっては、太平洋同盟との関係強化を図ることが必須となってくるであろう。

英語・西語参考文献

Elliott, Kimberly Ann (2012). “Labour standards and the TPP”, In C. Lim, D. K. Elms, & P. Low (Eds.), *The Trans-Pacific Partnership. A Quest for a Twenty-first-Century Trade Agreement*, New York: Cambridge.

Fergusson, Ian F., Mark A. McMinimy, and Brock R. Williams (2015), “The Trans-Pacific Partnership (TPP): Negotiations and Issues for Congress”, Congressional Research Service (CRS), 7-5700, March.

Fergusson, Ian F.; Cooper, William H.; Jurenas, Remy; Williams, Brock R. (2013) “The Trans-Pacific Partnership Negotiations and Issues for Congress”, Washington, DC: Congressional Research Service.

Peru, Mincetur (2015) “TPP: Preguntas Frecuentes”
http://www.acuerdoscomerciales.gob.pe/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=192&Itemid=211#Preg25

Petri, Peter A., Michael G. Plummer, Shujiro Urata, and Fan Zhai (2017), “Going It Alone in the Asia-Pacific: Regional Trade Agreements Without the United States”, Working Paper 17-10, Peterson Institute for International Economics (PIIE), Washington, October.

Petri, Peter A., Michael G. Plummer, and Fan Zhai (2014), “The Effects of a China-US Free Trade and Investment Agreement. In *Bridging the Pacific: Toward Free Trade and Investment between China and the United States*, ed. C. Fred Bergsten, Gary Clyde Hufbauer, and Sean Miner. Washington: PIIE.

Rodrik, Dani (2016) “The Trade Numbers Game”, Project Syndicate, February 10.
<http://www.project-syndicate.org/commentary/tpp-debate-economic-benefits-by-dani-rodrik-2016-02>

Rowden, Rick (2015), “9 Ways the TPP Is Bad for Developing Countries”, foreignpolicy.com, July 7

<http://foreignpolicy.com/2015/07/07/9-ways-the-tpp-is-bad-for-developing-countries/>

Rocco, Giuliana Migale y Nicolás Comini (2018), “América Latina frente al TPP-11”, *Nueva Sociedad*, marzo.

<http://nuso.org/articulo/america-latina-frente-al-tpp-11/>

Schott, Jeffrey J. and Julia Muir (2012). “Environmental issues in the TPP”, In C. Lim, D. K. Elms, & P. Low (Eds.), *The Trans-Pacific Partnership. A Quest for a Twenty-first-Century Trade Agreement*, New York: Cambridge.

日本語文献

阿部顕三 (2017) 「TPP11 合意後の課題 下：自由化の意義 再確認を」 経済教室、日本経済新聞、12月15日付。

浦田秀次郎 ピーター・ペドリ (2017) 「TPP の行方：離脱の不利益 米に説得を」 経済教室、日本経済新聞、11月6日付。

木村福成 (2017) 「TPP11 合意後の課題 上：世界ルール構築の指針に」 経済教室、日本経済新聞、12月14日付。

桑山幹夫 (2017) 「安倍政権主導の TPP11 の行方：ラテンアメリカ 3 参加国 (チリ、メキシコ、ペルー) の交渉姿勢？」 (上) (下)、『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』、9月。

桑山幹夫 (2015) 「TPP 大筋合意の意義 — ラテンアメリカの観点から」 (上) (下)、『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』、11月。

中川淳司 (2018) 「トランプ政権 2 年目の通商政策：TPP 再交渉要求拒否を」 日本経済新聞、経済教室、2月12日付。

中川淳司 (2017) 「NAFTA 再交渉の行方：TPP の実質復活目指す」 日本経済新聞、経済教室、8月9日付。